

令和7年10月期分より

児童手当支払通知書が廃止されます。

これまで児童手当を支給する際に、「児童手当支払通知書」をもって振込のお知らせを行っていましたが、児童手当支払通知書については、令和7年10月期分（令和7年8月分・令和7年9月分）から廃止となります。

なお、支払金額が変更となった、支払要件が消滅となった場合等にかかる通知書はこれまでどおり送付されますので、大切に保管してください。

○支払金額等の確認について

今後の確認方法については、支払日（偶数月7日）以降に通帳の記帳によりご確認ください。

※7日が土日祝日の場合は、直前の金融機関営業日に支払われます。

※通帳には「ハコダテシカイケイカンリシャ（G）」と印字されております。

○支払通知書が必要な方

児童手当の支払いに係る確認書類が必要な場合は、「児童手当支払通知書」を発行いたしますので、発行を希望される場合は、下記担当窓口までその旨ご連絡ください。

【令和7年度以降の年間支払予定日】

支払月		支払日
令和7年 6月期	令和7年4月分・令和7年5月分	令和7年6月6日（金）
令和7年 8月期	令和7年6月分・令和7年7月分	令和7年8月7日（木）
令和7年 10月期	令和7年8月分・令和7年9月分 ※通知書は送付されません	令和7年10月7日（火）
令和7年 12月期	令和7年10月分・令和7年11月分 ※通知書は送付されません	令和7年12月5日（金）
令和8年 2月期	令和7年12月分・令和8年1月分 ※通知書は送付されません	令和8年2月6日（金）
令和8年 4月期	令和8年2月分、令和8年3月分 ※通知書は送付されません	令和8年4月7日（火）

※児童手当の支払い月は、2月・4月・6月・8月・10月・12月の年間6回です。